

# 船舶事故調査報告書

平成25年10月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年6月23日（土） 11時15分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市和田長浜海岸付近 三浦市所在の諸磯埼灯台から真方位011° 3,920m付近 （概位 北緯35° 11.4′ 東経139° 36.9′）
事故調査の経過	平成24年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A ヨット（船名なし）、総トン数なし なし、神奈川県 3.43m×1.32m×0.30m、FRP 機関なし、不詳 B ミニボート 佐紀丸、総トン数なし なし、個人 全長3.05m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 女性 75歳 B 操縦者B 男性 52歳
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 右舷船側外板に擦過傷
事故の経過	A船は、操縦者Aが1人で乗り、和田長浜海岸沖から同海岸の着艇場所へ向首して向かい風2m/s～3m/sの中、帆走して微速で北北東進した。 操縦者Aは、左舷船首方にB船を視認し、現在の針路で進めば問題なく着艇できると考えていた。 A船は、操縦者Aが右手でティラーを握り、着艇する準備として左手でセンターボードを抜いていたところ、突然、船尾方から受けた大波に乗って船速が増すとともに、左に回頭し、平成24年6月23日11時15分ごろ、和田長浜海岸付近において、A船の船首部とB船の右舷船側部とが衝突した。

	<p>操縦者Aは、海上が穏やかであり、船尾方から大波が来るとは思っ てなく、また、センターボードが、抜きにくく、抜く作業に意識を集中 しており、船尾方を確認しておらず、大波に気付かなかった。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、操縦者Bが、船尾付近の座板に沖 を背にして腰を掛けてオールをこぎ、沖に船尾を向けて和田長浜海岸 付近を南西進していたところ、A船と衝突した。</p> <p>操縦者Bは、沖に背を向けており、A船に気付かなかった。</p> <p>操縦者Bは、B船がA船と衝突した際、A船が体に当たり、救急車 で病院に搬送され、右第11肋骨骨折並びに右第10及び第12肋骨 の不全骨折と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、軽量であり、女性や初心者向けの1人乗り用のディンギー であった。</p> <p>A船のセンターボードは、全長約0.9mであり、センターボード を装着した場合の喫水（カタログ値）は、0.75mであった。</p> <p>操縦者Aは、セーリングクラブに所属し、本事故発生時、セーリン グクラブの定期練習で乗船していた。</p> <p>操縦者Aは、5年前からディンギーに乗り始め、年間10回～20 回ほど乗船しており、初級レベルの技量であった。</p> <p>操縦者Aは、本事故発生時、船尾方から受けた大波に乗って船速が 上がったので、慌てていた。</p> <p>操縦者Aは、本事故発生時、舵の向きを見ておらず、左舵を取った 記憶もなかった。</p> <p>操縦者Aは、本事故を振り返り、左手でセンターボードを抜いてい た際、意識しないうちにティラーを左舵に取っていたので、左に回頭 したのではないかと思った。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者Bは、海岸から出航する際、沖で帆走しているディンギーを 見ていたが、海岸に向かって来るディンギーは見なかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、和田長浜海岸付近を着艇場所に向首して北北東進中、操縦 者Aが、センターボードを抜いていたところ、船尾方から来た波に気 付かなかったことから、同波に乗り、船速が増すとともに、左に回頭 し、B船に接近して衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、海上が穏やかであり、船尾方から波が来るとは思っ ておらず、また、センターボードが抜きにくく、抜く作業に意識を集中</p>

	<p>し、船尾方を確認していなかったことから、船尾方から来た波に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>A船は、本事故発生時、操縦者Aが、左舵を取った可能性があると考えられるが、左舵を取った記憶がないことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、船尾を沖に向けて和田長浜海岸付近を南西進中、操縦者Bが、沖を背にしてオールをこいでいたことから、沖側となる右舷船尾方から接近したA船に気付かず、A船と衝突したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、和田長浜海岸付近において、A船が着艇場所に向首して北北東進中、B船が船尾を沖に向けてオールをこいで南西進中、操縦者Aが、センターボードを抜いていたところ、船尾方から来た波に気付かなかったため、同波に乗り、船速が増すとともに、左に回頭し、B船に接近して両船が衝突したことにより発生したのと考えられる。</p>
参考	<p>操縦者Aが所属するセーリングクラブは、本事故発生後、次のような事故対策等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初級者は、着艇時には熟認定者（技能習得者）を追尾し安全なコースを取り着艇する。</li> <li>・ 初級者だけの単独帆走は禁止する。（熟認定者操船艇が伴走する。）</li> <li>・ 初級者には繰り返し基礎教育を行う。（着艇まで①ラダーを離さない・②周囲を注視するなど）</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着艇しようとして航行中は、周囲の状況を確認するとともに、他船と安全な距離を確保すること。</li> <li>・ ミニボートをこいでいる際も見張りを怠らないこと。</li> </ul>